



# ゆつたり日和 東やまと

注目情報

市長と語ろう会  
(タウンミーティング)

今回の「市長と語ろう会（タウンミーティング）」については「行政デジタル化の取組について」をテーマに開催します。開催方法等の詳細は、2面にてお知らせします。

今号の主な記事 2面：広域連携サミットを傍聴できます  
5面：若者の悪質商法被害防止キャンペーン

3・4面：市政にあなたのご意見を 市長への手紙  
6・7面：情報マップ・医師会コーナー 8面：市民記者レポート

## 新型コロナワクチン追加接種(3回目)の受付を開始します

新型コロナワクチンは、高い発症予防効果等がある一方、時間の経過に伴い、感染予防効果や重症化予防効果が、徐々に低下していくことが示唆されています。このため、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、新型コロナワクチンの2回目接種を終了した方に対して、追加接種（3回目）の機会を提供することが望ましいとされています。市では、2回目の接種を終了した日から原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象に、追加接種（3回目）を行います。

なお、この記事は、令和3年12月27日現在の情報に基づき作成しています。最新情報は、市のホームページをご覧ください。  
▷問合せ 東大和市コールセンター☎042-563-8551まで。

### 追加接種（3回目）の副反応について

追加接種（3回目）の副反応は、ファイザー社製のワクチン、武田／モデルナ社製のワクチンのいずれの場合も、2回目の接種後と概ね同様であると確認されています。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

### 交互接種について

追加接種（3回目）では、1・2回目と異なるワクチンを接種すること（交互接種）が認められています。いずれのワクチンを接種した場合でも、抗体価が十分に上昇し、副反応も1・2回目の接種と同じ程度であるとされています。

### 対象の方に接種券を送付します

追加接種（3回目）の対象となる方には、1月下旬以降、2回目の接種を終了した日から概ね8か月が経過する時期に接種券を順次送付します。ただし、65歳以上の高齢者の方への接種券の送付は、可能な限り時期を前倒しして実施する予定です。

### 集団接種については、予約受付を1月31日(月)から開始し、接種は2月5日(土)から開始します

### 個別接種については、医療機関により異なりますが、概ね集団接種と同時期に予約受付及び接種を開始する予定です

- 市内でワクチンを接種する方法は、集団接種と個別接種の2種類があります。
- 集団接種では、ファイザー社製、武田／モデルナ社製のワクチンを使用します。個別接種では、ファイザー社製のワクチンを使用します。
- 市には、国から東京都を通じ、2月～3月接種分として、ファイザー社製、武田／モデルナ社製のワクチンが同程度の割合で配分される予定です。
- 集団接種と個別接種の重複予約は行わないでください。

#### 集団接種

- ▷接種会場 旧みのり福祉園（立野3丁目1200番地）  
▷予約方法 お手元に接種券をご用意のうえ、次のいずれかの方法で予約をしてください。  
 ● 東大和市コールセンター☎042-563-8551  
 [午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）]  
 ● ウェブ予約システム（右の二次元コードからアクセス可）  
 QRコード  
 ▷接種日時及び使用するワクチン  
 水・木曜日 午前9時～正午、午後1時30分～5時 ファイザー社製  
 土曜日 午後1時30分～5時 ファイザー社製  
 日曜日 午前9時～正午、午後1時30分～5時 武田／モデルナ社製

#### 個別接種

- ▷接種会場 下表の市内医療機関（27か所）  
 予約方法・人数・接種日・時間帯・接種を受けられる方の条件は、医療機関によって異なります。接種を受ける医療機関にお問い合わせください。  
 ※医療機関名に下線のある医療機関は、かかりつけの方のみ、またはかかりつけの方優先等の対応となります。詳しくは、市のホームページ（右の二次元コードからアクセス可）をご覧ください。  
 QRコード

### 個別接種に対応している医療機関（12月27日現在）

医療機関名	住所	医療機関名	住所	医療機関名	住所	医療機関名	住所
アイエスクリニック	奈良橋 6-885-14	今井医院	南街 5-36-8	新城医院	上北台 3-446-15	平塚耳鼻咽喉科医院	南街 5-73-1
浅香医院	湖畔 1-1043-39	内野医院	蔵敷 1-429	高橋医院	立野 2-3-17	広沢こどもクリニック	中央 4-853-6 1F
阿部産婦人科	中央 2-1043-14	青梅橋医院	向原 6-1408-22	たけもとクリニック	清水 6-1257-3	メディカルボックス東大和	向原 2-1-19 2F
有村クリニック	南街 4-10-6	おさか内科・整形外科	上北台1-2-14上北台メディカルビル2・3F	辻クリニック	向原6-1201-17東大和メディカル2F	横山内視鏡外科医院	向原 2-1047-8
安藤内科クリニック	清水 2-809-36	かわかみクリニック	南街 5-97-9 ドミニント東大和3F	南街診療所	南街 5-30-7	レイディースクリニックマリヴィラ	上北台1-2-14上北台メディカルビル4F
石山医院	南街 1-32-4	桜が丘内科クリニック	桜が丘 2-204-3	野口医院	芋窪 3-1629	徳永医院	桜が丘3-44-14桜が丘団地7-104
石山内科・ペインクリニック	南街 1-39-9	さくらこどもクリニック	上北台 3-393-1	東大和循環器科内科	奈良橋 5-772-7		

### 75歳以上の方にはタクシー券を送付します

75歳以上の方には、接種会場への移動支援として、接種券にタクシー券を同封します。接種会場までの移動にタクシーを使った場合に、運賃の支払いに充てることができます。詳しくは、同封のお知らせをご確認ください。

### 接種の予約をお手伝いします

ウェブ予約システムや電話での予約に不安がある方に対し、予約の支援（ウェブ予約システムの操作説明等）を、1月31日(月)から実施します。支援が必要な場合は、市立保健センターにお越しください。

#### 住民税非課税世帯等に対する

#### 臨時特別給付金

新型コロナワクチン感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり10万円を支給します。詳細は、市のホームページをご覧ください。

▷対象 ●基準日（令和3年12月10日）において、世帯員全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯  
 ●令和3年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯（家計急変世帯）

▷問合せ 東大和市「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金センター」  
 ☎042-567-5007 [午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）] まで。



市では、"魅力あるまちづくり"を目指し、市民の皆様とともに歩む市政運営を進めております。

この「市長への手紙」をご活用いただき、ぜひ、市民の皆様のお声をお聞かせください。

令和4年1月15日

## 市政にあなたのご意見を

# 市長への手紙



(2)他の封書やはがき等  
〒207-8585 東大和市中央3-1  
930／東大和市長宛に送付して下さい。書式の指定はありません。郵送料はご負担ください。

### ③市役所への持参

秘書広報課(市役所4階)

または市民ポスト(市役所1階入口ホール備付けボス

ト)にお持ちください。市民ポストには、用紙を常備

しています。

### ◎ファックス 042-563-159

32へ送付してください。

◎電子メール 市のホーム

ページのトップページにあ

る「市政へのご意見・ご要

望」のメールフォームをご

利用ください。

### ◎電話 ☎042-563-211

1 秘書広報課・内線14

13までご連絡ください。

△ご意見・ご要望をお寄せ

いたく際のお願い

●回答を希望される方は、

必ず、氏名、住所、電話番

号、メールアドレス等を正

確にご記入ください。ご連

絡先が正確でない場合は、

回答できません。

●市政に関わりのないご意

見・ご要望には回答できま

せん。

●お寄せいただいたご意

見・ご要望は、市報、市の

ホームページ内の「よくあ

る質問(Q&A集)」で、

個人が特定できないよう編

集したうえで、要旨を紹介

させていただくことがありますので、ご了承ください。

△ご意見・ご要望をお寄せ

いたく方法

### ◎書面

①料金受取人払郵便

このページ下部の封筒部

分を切り取り、お使いください。切手は貼らずにご投函いただけます。

※「市長への手紙」は、線に沿って切り取り、のりづけして封書とし、切手を貼らずに投函してください。

2078790

料金受取人払郵便  
武藏村山局  
631  
差出有効期間  
令和6年1月  
14日まで

東京都東大和市中央3丁目930番地

東大和市長行

\*\*\*\*\*

## 令和2年度にお寄せいただいたご意見の一部を紹介します

項目	内容	項目	内容	項目	内容
行政	●新型コロナウイルス感染症特別定額 給付金の支給 ●期日前投票の運営方法 ●市のホームページの改善等	市民生活	●喫煙マナーの向上 ●公衆トイレの設置 ●自治会加入の推進等	福祉・子ども	●新型コロナウイルス感染症の対策 ●子ども家庭支援センターの一時保育 ●引きこもり支援の充実 ●高齢者の見守り活動の充実等
建設・土木	●道路の改修 ●空堀川の改修 ●公園の整備 ●ちょこバスのルート変更等	教育・文化	●特別支援学級の継続 ●図書館の充実 ●成人式の代替措置 ●小・中学校の行事開催等	産業	●商工農業者への支援

### 「市長への手紙」

(差出人) ※回答を希望する場合は必ずご記入ください。

受付番号 \_\_\_\_\_

住所	〒207-□□□□ 東大和市	電話番号	
ふりがな 氏名		回答	1. 希望する 2. 希望しない
私の意見・要望・提案・情報について			

※ファクス(042-563-5932)をご利用の場合は、この面を送信してください。

▷問合せ 秘書広報課(☎042-563-2111・内線1413)まで。

## 若者の悪質商法被害防止 キャンペーン期間

1~3月は

**不用はがきを  
回収します**

**消費者講座  
知つて得する!  
食の安全と  
食品表示**

可燃ごみ減量とリサイクル促進のため、不用はがきの回収を行います。回収した不用はがきは、プライバシーに十分配慮し、トイレットペーパーに再生利用します。

近年、SNSを悪用して若者に近づき、高額な商品やサービスの契約を迫るなどの、悪質商法の手口が増えています。

ブルは身近に潜み、誰もが被害に遭う恐れがあります。「おかしい」「困った」と不安を感じた時は、一人で悩まず、消費生活センターにご相談ください。

○消費生活相談（電話・対面相談（予約者優先）

△日時 月～金曜日午前10時～正午、午後1時～4時

△場所 消費生活センター（市役所3階）

△相談予約 消費生活センター・内線1713まで。

△パネル展を開催

若者の悪質商法被害防止をテーマに、市役所1階入

口ホールにてパネル展を開催します。

△期間 1月27日(木)～2月26日(土)（土曜日の午後と日曜日は除く）

△会場 時30分～3時

△申込み 線1712まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 1月～平成30年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 3月～平成31年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 4月～平成32年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 5月～平成33年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 6月～平成34年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 7月～平成35年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 8月～平成36年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 9月～平成37年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 10月～平成38年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 11月～平成39年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 12月～平成40年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 1月～平成41年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 2月～平成42年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 3月～平成43年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 4月～平成44年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 5月～平成45年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 6月～平成46年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 7月～平成47年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 8月～平成48年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 9月～平成49年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 10月～平成50年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 11月～平成51年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 12月～平成52年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 1月～平成53年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 2月～平成54年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 3月～平成55年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 4月～平成56年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 5月～平成57年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 6月～平成58年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 7月～平成59年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 8月～平成60年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 9月～平成61年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 10月～平成62年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 11月～平成63年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 12月～平成64年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 1月～平成65年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 2月～平成66年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 3月～平成67年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 4月～平成68年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 5月～平成69年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 6月～平成70年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 7月～平成71年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

△期間 8月～平成72年3月31日まで。

△対象 3歳までの乳幼児と保護者

△問合せ 子ども家庭支援センター☎042-565-365

</



## 医師会コーナー

## 洗眼（目を洗う）について

目やにやゴミ等の異物感を感じる際に  
目を洗う事があるかと思います。

目を洗う事は良いことで大切ですが、注意点もあります。

まず、目には常に涙が作られ流れています。傷を治し、乾燥を防ぎ、アレルギー性物質や埃等の異物を流してきれいな状態を保ってくれています。また、角膜や結膜に栄養を送り透明にもしてくれています。涙は3層からなっていて蒸発を防ぎながら角膜、結膜上を覆っています。

それぞれの障害部位によって、より良い治療薬も変わってきます。細菌性、感染性結膜炎の時に洗眼液を溜めて目の周りを洗うタイプの使用は、感染を他に広げますのでやめましょう。

また、洗眼に使用するものに防腐剤・添加物等が入っていると、涙液のバランスが壊れることで角膜に障害を起こす可能性があります。頻度にも影響を受けます。特にドライアイの方は点眼薬がより悪影響を受ける可能性があります。

花粉などでアレルギー物質を流す薬剤も選択が重要になります。花粉の場合は涙液中に花粉の粒子が入ります。そこに点眼することで、粒子が破裂して抗原が飛び出てしまうものも多くあります。抗原が出ることでアレルギー症状が初めて出ます。破裂させずに洗眼することで洗い流し、過剰なアレルギー反応を起こさないようにすることが良い対処方法です。

そして、緊急時以外に水道水での洗眼は避けてください。あくまで飲み水であり、角膜障害を来すことがあるのでお勧めしません。

適切な点眼薬を使用することで目の状態が良くなります。詳しい説明を受けず市販薬を購入し使用されている方は、一度医師や薬剤師に相談されてみてはいかがでしょうか？

公益社団法人東大和市医師会

## ■ 交通少年団の団員を募集

**■シルバー人材センター**  
屋内外の清掃、植木せ／＼定、除草、家事、襖／＼障子、網戸張り替え、大工仕事、内装・電気工事、チラシ配布、パソコン教室・パソコン周辺機器設定、毛筆宛名賞状書、介護予防・生活支援サービスなど、困り事がございましたらご相談ください。料金は仕事の内容により異なります／シルバー人材センター☎ 042-565-0531へ。

による事前発行では、日指定の入場整理券を入手する手続きが可能です。

◎令和3年分の申告と納税の期限

所得税及び復興特別所得の確定申告の提出と納税期限 3月15日(火)／贈与の申告と納税の期限 3月15日(火)／個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納税の期限 3月31日(木)／納付書をお持ちでない方は、最寄りの金融機関または所轄税務署にある納付書を使用してください。

○確定申告にはマイナンバーが必要です

社会保障・税・災害対応分野において、社会保障税番号(マイナンバー制度)が導入されました。所得等の確定申告書について税務署へ提出する都度、イナンバー(個人番号)記載が必要であるとともに本人確認書類の提示また写しの添付が必要です。

○確定申告の作成は自宅国税庁のホームページから。国税庁のホームページから。

時 稅 の 税 月 費 申 日 い ま 付 は に ま で か ら す

ら作成し、次のいずれかの方法で提出してください。

**提出方法** ①マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートカードまたはICカードドライタを使って送信Dとパスワードを使い信（顔写真付きの本）書類をお持ちになり、書類で事前登録が必要印刷した書面を郵送／ツットボットや電話で相談できます。

◎郵便等による提出

確定申告書は、郵便は信書便により、住所の所轄の税務署に提出します（消印の日付を押とみなします）／受取印のある確定申告書が必要な場合は、複数り作成した（複写式で印の名前については、ボタン等で記載した）申告控えのほか、返信用封筒を記入のうえ、手の切手を貼付したものに、同封してください。

○医療費控除等について名を記入のうえ、手の切手を貼付したものに、同封してください。

平成29年分の確定申

（医療費の領収書は自宅に「医療費控除の明細書の添付が必要となりました（税務署から求めら  
5年間保存する必要があるたときには、提示または出しなければなりません／医療保険者から交付を  
けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付す  
ることによって医療費控除明細書の記載を簡略化す  
ことができます。）

○公的年金の受給者で申の不要な方

公的年金等の収入金額合計額が400万円以下（複ある場合はすべての公的金の合計額）であり、か  
公的年金等の全部が源泉収の対象となる場合におて、公的年金等に係る雑得以外の所得金額が20万以下である場合には、確申告は必要ありません（の場合であつても、還付受けるための申告書を提出することができます。）

◆以上の問合せは、立川市役所窓口

**BOOK**

著 紹介します。  
●児童書  
●ねこのふくびき  
木内 南緒 作

で 口の し間に日さで納 曜 お序き相

「**今月の納期**」  
**納期限 1月31日(月)**

・市・都民税	第4期
・国民健康保険税	第7期
・後期高齢者医療保険料	第7期
問合せは、保険年金課・内線1026まで	
・介護保険料	第7期

用端末に通して暗証番号  
入力することで、口座振  
の申込みができるペイジ  
口座振替受付サービスを  
っています（金融機関の  
出印は不要です）。

△問合せ 納税課・内線  
091まで。

## ●機械式時計大全

●図書館の新着資料を紹介します。

ほん・本・BOOK

●ビルマ危機の本質  
タン・ミン・ウー著

●ねこのふくびき  
木内 南緒 作

〈児童書〉

〈一般書〉

〈今月の納期〉  
**納期限 1月31日(月)**

平日及び土曜日に電話による納税の案内を行っています。番号042-566-8551及び042-516-8144（発信専用）から着信があった場合には納税課までご連絡いただくようお願いします。市税・国民健康保険税はインターネットを利用してクレジットカードで24時間納付できます／問合せ 納税課・内線1091まで

# 市民記者 レポート

## 子どもたちの学校生活

新型コロナウイルスの影響で日常を奪われてから、約2年が過ぎようとしています。全ての人の生活が激変した中で、小学校・中学校・高校の児童・生徒は、特に影響を受けています。2020年春の休校に始まり、その時の学年でしか経験できない学びや行事などがほとんどなくなってしまいました。子どもたちは残念な気持ちを強く感じたと思います。

幸いなことに、昨年の秋から市内の小学校・中学校では、延期していた様々な行事が実施されています。まだまだコロナ禍の前のようには実施できませんが、ソーシャルディスタンスとマスク・消毒を徹底しながら実施可能と判断できることから再開しているようです。しかし、「開かれた学校」を目指している学校現場も安全を確保するために、保護者や地域の方の参加はできない状況です。

一方、放課後の児童を見守る「放課後子ども教室」が昨年12月に市内4校を皮切りに再開されました。残りの6校も順次実施の準備中です。全ての活動においてコロナ禍と同じというわけにはいかず、スペースが限られているため、ソーシャルディスタンスを確保するために参加学年を限定し、マスク・消毒の徹底など様々な努力で実施に至っています。しかし、約2年のプランクは大きく、協力者の確保が難しくなっています。このため、「放課後子ども教室」は、地域で子どもたちが多くの大人と顔見知りになることで安全を確保する意味合いもあり、より多くの大人の参加を希望しています。

今後全ての活動に言えることですが、新型コロナウイルスの影響を注意深く観察しながら、知恵と努力で、子どもたちが「楽しい学校生活」だったと感じてもらえるように頑張っていきたいと思います。

(市民記者 鈴木富雄)

## 市報の宅配サービスをご利用ください

市内にお住まいで、新聞を購読していないご家庭へ、市報を無料で宅配するサービスを行っています。申込みは電話や窓口、電子申請で随時受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

▷問合せ 秘書広報課・内線1411まで。

## 東大和市民会館 ハミングホール

### 好評発売中

#### ■ハミングホール歴史講演会 「鎌倉殿と北条義時」

1月29日(土)午後2時30分開演／小ホール／全席自由／一般1,500円・友の会1,000円／講師：坂井孝一(歴史学者)／時代考証者登壇！鎌倉時代の政治史を専門とする時代考証者が、ドラマの主人公北条義時と源頼朝・頼家・実朝三代の鎌倉殿との関係、幕府内の権力闘争など、鎌倉初期の激動の歴史について解説します／未就学児入場不可



講師：坂井孝一

#### ■大野雄二&ルパンティックシックス LUPIN JAZZ LIVE in 東大和

2月5日(土)午後5時開演／大ホール／全席指定／一般4,500円・友の会4,000円／出演：大野雄二( Pf )、市原康( Dr )、ミッキー長岡( Eb )、松島啓之( Tp )、鈴木央紹( Sax )、和泉聰志( Gt )、宮川純( H.Org )／あの「ルパン三世のテーマ」をライブで！ゴージャスなサウンドが織り成す、至極のルパンワールドをご堪能あれ！／未就学児入場不可



©モンキー・パンチ/TMS・NTV

### 2月の施設利用申込み

大・小ホールは令和5年2月分、その他の施設は令和4年8月分です。なお、市民を対象とした調整会議は、**2月1日(火)午後1時30分**から行います。

ハミングホールのホームページ



## 国民年金 だより



### 国民年金保険料の前納について

国民年金では、保険料を前払いすると割引のある「前納」制度があります。口座振替で「前納」すると現金納付やクレジットカード納付による「前納」よりも割引額が多くお得です。口座振替による6か月前納りも前納額が多くお得です。

【注意】全公演、マスク着用を必須とさせていただきます。

最新情報はハミングホールのホームページに掲載します。

学生でない50歳未満の方には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、申請によって国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。これら制度の申請を行なうと、保険料を未納のまま立川年金事務所へお問い合わせください。

【前納】についての詳細は、立川年金事務所へお問い合わせください。

2年前納の申込期限は2月末です(4月末日に口座

(4~9月分)、1年及び2年前納の申込期限は2月

末日です(4月末日に口座

から引き落とされます)。

【前納】についての詳細は、立川年金事務所へお問い合わせください。

【学生納付特例制度と納付猶予制度】の

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、申請によって国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大

学院を含む)、短期大学、

高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1年以上である課程)及び一部の海外大学の日

本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれま

す。

学生でない50歳未満の方には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、申請によって国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

これら制度の申請を行なうと、保険料を未納のまま立川年金事務所へお問い合わせください。

【前納】についての詳細は、立川年金事務所へお問い合わせください。

2年前納の申込期限は2月

末日です(4月末日に口座

から引き落とされます)。

【前納】についての詳細は、立川年金事務所へお問い合わせください。

【学生納付特例制度と納付猶予制度】の

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、申請によって国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大

学院を含む)、短期大学、

高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1年以上である課程)及び一部の海外大学の日

本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

学生でない50歳未満の方には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、申請によって国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

これら制度の申請を行なうと、保険料を未納のまま立川年金事務所へお問い合わせください。

【前納】についての詳細は、立川年金事務所へお問い合わせください。

2年前納の申込期限は2月

末日です(4月末日に口座

から引き落とされます)。

【前納】についての詳細は、立川年金事務所へお問い合わせください。

【学生納付特例制度と納付猶予制度】の

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、申請によって国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大

学院を含む)、短期大学、

高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1年以上である課程)及び一部の海外大学の日

本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

学生でない50歳未満の方には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、申請によって国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

これら制度の申請を行なうと、保険料を未納のまま立川年金事務所へお問い合わせください。

【前納】についての詳細は、立川年金事務所へお問い合わせください。

2年前納の申込期限は2月

末日です(4月末日に口座

から引き落とされます)。

【前納】についての詳細は、立川年金事務所へお問い合わせください。

【学生納付特例制度と納付猶予制度】の

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、申請によって国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大

学院を含む)、短期大学、

高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1年以上である課程)及び一部の海外大学の日

本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

学生でない50歳未満の方には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、申請によって国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

これら制度の申請を行なうと、保険料を未納のまま立川年金事務所へお問い合わせください。

【前納】についての詳細は、立川年金事務所へお問い合わせください。

2年前納の申込期限は2月

末日です(4月末日に口座

から引き落とされます)。

【前納】についての詳細は、立川年金事務所へお問い合わせください。

【学生納付特例制度と納付猶予制度】の

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、申請によって国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大

学院を含む)、短期大学、

高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1年以上である課程)及び一部の海外大学の日

本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

学生でない50歳未満の方には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、申請によって国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

これら制度の申請を行なうと、保険料を未納のまま立川年金事務所へお問い合わせください。

【前納】についての詳細は、立川年金事務所へお問い合わせください。

2年前納の申込期限は2月

末日です(4月末日に口座

から引き落とされます)。

【前納】についての詳細は、立川年金事務所へお問い合わせください。

【学生納付特例制度と納付猶予制度】の

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、申請によって国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大

学院を含む)、短期大学、

高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1年以上である課程)及び一部の海外大学の日

本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

学生でない50歳未満の方には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、申請によって国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

これら制度の申請を行なうと、保険料を未納のまま立川年金事務所へお問い合わせください。

【前納】についての詳細は、立川年金事務所へお問い合わせください。

2年前納の申込期限は2月

末日です(4月末日に口座

から引き落とされます)。

【前納】についての詳細は、立川年金事務所へお問い合わせください。

【学生納付特例制度と納付猶予制度】の

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、申請によって国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大

学院を含む)、短期大学、

高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限1年以上である課程)及び一部の海外大学の日

本分校に在学する方です。また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

学生でない50歳未満の方には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、申請によって国民年金保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

これら制度の申請を行なうと、保険料を未納のまま立川年金事務所へお問い合わせください。

【前納】についての詳細は、立川年金事務所